

改 正 後	改 正 前
<p><u>措置法第41条の5（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）関係</u></p> <p>41の5 - 2 <u>削 除</u></p>	<p><u>措置法第41条の5（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）関係</u></p> <p><u>（繰越控除と住宅取得等特別控除の適用関係）</u></p> <p>41の5 - 2 <u>措置法第41条の5第3項第1号に規定する買換資産（以下「買換資産」という。）の取得に係る同条第1項の規定と同法第41条及び第41条の2の規定（この項において「住宅取得等特別控除」という。）との適用関係については、次の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) その買換資産の取得について、措置法第41条の5第1項の規定を最初に受けることができる年（以下この項において「適用可能年」という。）の前年以前において住宅取得等特別控除の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けようとする場合には、当該適用可能年分の所得税の確定申告書を提出する日（当該年分の所得税に係る確定申告期限の前日以前に提出する場合には、当該確定申告期限とする。）までに、当該住宅取得等特別控除の適用を受けた年分の所得税について修正申告書の提出をし、かつ、当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(2) その買換資産の取得について、適用可能年以後の年分の所得税について住宅取得等特別控除の適用を受ける場合又は受けている場合には、措置法第41条の5第1項の規定は適用できない。</u></p> <p><u>(3) 措置法第41条の5第3項第1号に規定する譲渡資産（以下「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下「特定譲渡」という。）をした者が同条第1項の規定の適用を受けた場合には、その買換資産の取得について、住宅取得等特別控除は適用できない。</u></p> <p><u>（注）措置法第41条の5第1項の規定の適用を受けるために、譲渡損失の金額が生じた年分の所得税の確定申告書に同条第2項に規定する「居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書」その他大蔵省令で定める書類を添付して申告した場合であっても、その翌年分以後の所得税について同条第1項の規定の適用を受けない場合には、住宅取得</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(措置法第41条の5第3項第1号八に掲げる資産)</p> <p>41の5 - 3 . . . . .</p> <p>(注)1 . . . . .</p> <p>2 . . . . .当該家屋及び土地等は措置法第41条の5第3項第1号に規定する譲渡資産(以下41の5 - 16までにおいて「譲渡資産」という。)に該当しないので、. . . . .</p> <p>(災害跡地等を2以上に分けて譲渡した場合)</p> <p>41の5 - 10 その年において2以上の譲渡資産の措置法第41条の5第3項第1号に規定する特定譲渡(以下41の5 - 13までにおいて「特定譲渡」という。)がある場合には、その者が選定した一の特定譲渡に係る譲渡損失の金額をもって同号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額 . . . . .</p> <p>この場合において、. . . . .(当該最初の特定譲渡の日前に同号に規定する買換資産(以下41の5 - 16までにおいて「買換資産」という。))を取得している場合には、. . . . .</p> <p>(買換家屋の床面積要件の判定)</p> <p>41の5 - 14 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .床面積が50m<sup>2</sup>以上のものであるかどうか . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p>	<p><u>等特別控除の適用を受けることができるのであるから留意する。</u></p> <p>(措置法第41条の5第3項第1号八に掲げる資産)</p> <p>41の5 - 3 . . . . .</p> <p>(注)1 . . . . .</p> <p>2 . . . . .当該家屋及び土地等は譲渡資産に該当しないので、. . . . .</p> <p>(災害跡地等を2以上に分けて譲渡した場合)</p> <p>41の5 - 10 その年において2以上の譲渡資産の特定譲渡がある場合には、その者が選定した一の特定譲渡に係る譲渡損失の金額をもって措置法第41条の5第3項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額 . . . . .</p> <p>この場合において、. . . . .(当該最初の特定譲渡の日前に買換資産を取得している場合には、. . . . .</p> <p>(買換家屋の床面積要件の判定)</p> <p>41の5 - 14 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .床面積が<u>240m<sup>2</sup>以下で、かつ、50m<sup>2</sup>以上のものである</u>かどうか . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>41の5 - 17 . . . . . <u>41-12</u>から<u>41-13</u>まで及び<u>41-15</u>から<u>41-16</u>までに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>41の5 - 17 . . . . . <u>41-8</u>から<u>41-9</u>まで及び<u>41-11</u>から<u>41-12</u>までに準じて取り扱うものとする。</p>